

関係機関との協議結果（1-（1）-⑩）

【宇都宮市】

指導事項等	処理・対応
<p>【市民まちづくり部生活安心課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に向け、店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底について周知啓発をお願いします。 ・ 防犯カメラの設置にあたっては、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にしてください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 店舗利用者へ入出庫時の安全確認の徹底を周知啓発し、出入口付近を通行する歩行者等の安全確保に努めます。 ・ 防犯カメラを設置する際は、栃木県「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」を参考にします。
<p>【環境部 環境保全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の生活環境の保全に配慮し、近隣住民等から苦情・相談があった場合は、誠意をもって対応してください。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺の生活環境の保全に配慮します。近隣住民等から苦情・相談があった場合は、原因を特定し誠意をもって対応します。
<p>【建設部 技術監理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係する道路管理者や交通管理者と協議を行い、必要な対策をお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定以上の渋滞等が発生し周辺地域の生活利便に支障が生じた場合や、交通安全上から対策の必要性が生じた場合には、関係課と協議し適切な対策を講じます。
<p>【建設部 道路管理課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市道からの出入口等（乗り入れ、掘削等を含む。）の工事を施行する場合は、「道路工事施行承認申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。（道路法第24条） ・ 搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮してください。（道路法第43条） ・ 今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持を原因者により工事を施行してください。（道路法第22条） ・ 他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を施行する際は、事前に協議します。 ・ 搬入、搬出において道路を通行する場合は、道路を損傷若しくは汚損すること又は交通に支障を及ぼすことがないように配慮します。 ・ 今後の土地利用に伴い、道路を損傷若しくは汚損をした場合又は道路の補強等道路の構造の現状を変更する必要を生じさせた場合は、必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の工事を施行を行います。 ・ 他の工事又は他の行為により必要を生じた道路に関する工事又は道路の維持の費用については、その必要を生じさせた限度において、原因者によりその全部又は一部を負担し

<p>てください。(道路法第58条)</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、「道路占用許可申請書」が必要となりますので、事前に協議してください。(道路法第32条) 当該地東側に接する主要地方道上横倉下岡本線及び北側に隣接する一般県道下岡本上戸祭線については、宇都宮土木事務所と協議してください。 	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> 道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、事前に協議します。 当該地東側に接する主要地方道上横倉下岡本線及び北側に隣接する一般県道下岡本上戸祭線については、必要に応じて宇都宮土木事務所と協議します。
---	--

【栃木県】

指導事項等	処理・対応
<p>【資源循環推進課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針(平成19年2月1日経済産業省告示16号)」において、廃棄物の種類(紙製廃棄物等、金属製廃棄物等、ガラス製廃棄物等、プラスチック製廃棄物等、生ゴミ等、その他の可燃性廃棄物等)ごとに分別して保管することとされておりますので、廃棄物保管施設について、廃棄物の種類(紙・金属・ガラス・プラスチック・生ゴミ・その他)ごとに配置と寸法を記載した平面図をお示しください。 ・栃木県では令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までを計画期間とする資源循環推進計画を策定し、廃棄物の排出抑制を第一にした上で、リサイクルの促進など、循環型社会の形成を推進するための施策を展開することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等、循環型社会の形成に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 ・栃木県では令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までを計画期間とする食品ロス削減推進計画を策定し、食品ロス削減のための施策を総合的に推進することとしております。出店店舗におかれましては、本計画の趣旨を御理解いただき、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、御協力くださいますようお願いいたします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・図面No.4-2に追記しました。 ・栃木県廃棄物処理計画の趣旨を確認・理解し、食品ロスの削減、エコマークの認定商品等の取扱い拡充及び回収ボックス設置による包装容器の店頭回収等など、循環型社会の形成の推進に資する取組について、協力致します。 ・食品ロス削減推進計画の趣旨を確認・理解し、食品ロスの発生実態や削減の必要性に関する理解を深め、食品ロス量の削減を図るとともに、未利用食品や規格外品の活用等、食品ロス削減に資する取組について、協力致します。
<p>【環境保全課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出店後は静穏保持に努め、周辺住民から騒 	<ul style="list-style-type: none"> ・変更後においても静音保持に努め、周辺住民

音に関する苦情が発生した場合には速やかに対策を講じ、誠意ある対応を行うようお願いいたします。(回答不要)	から苦情が発生した場合には、誠意ある対応を致します。
【交通政策課】 ・意見無し	—
【道路整備課】 ・道路法第十五条（都道府県道の管理）のうち、新設、改築の観点から意見なし	—
【道路保全課】 ・県管理道路に接道する乗入れ等について、道路構造の改変等がある場合は、道路法第 24 条の承認が必要となりますので、確認をお願いいたします。 ・計画地内の雨水排水について、県管理排水施設に接続しないで下さい。 ※指導事項等については、宇都宮土木事務所と協議願います。	<ul style="list-style-type: none"> ・この度の変更においては、道路構造の改変等はいりません。改変を行う場合は、宇都宮土木事務所と協議します。 ・雨水排水についての変更はありません。変更等を行う際は、宇都宮土木事務所と協議します。
【警察本部交通規制課】 ・指導事項無し	—
【経営支援課】 ・指導事項無し	—